

函館市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第46号

##### 函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第65条第1号ア中「エに」を「ウおよびオに」に改め、同号イ中「または」を「（ウに掲げるものを除く。）または」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「または」を「（ウに掲げるものを除く。）または」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの

年額 2,000円

第69条第2項第5号中「定格出力」の後ろに「（第65条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量および最高出力）」を加える。

附則第8条の3第21項中「第15条第38項」を「第15条第37項」に改める。

附則第8条の4第10項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に地方税法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する

要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第65条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。